

知床世界自然遺産地域科学委員会 適正利用・エコツーリズムワーキンググループ
設置要綱

(目 的)

第1条 知床世界自然遺産地域の適正な利用およびエコツーリズムの推進を図り、多様な野生生物を含む原生的な自然環境を後世に引き継ぐとともに、良質な自然体験を提供するため、知床世界自然遺産地域科学委員会・設置要綱第5条第3項に基づき、適正利用・エコツーリズムワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事項について、必要な検討を行う。

- (1) 知床世界自然遺産地域における適正利用・エコツーリズムに関する各種方策の評価・見直しに関する事項
- (2) 検討会議等の関係機関との連絡調整に関する事項
- (3) その他目的達成のために必要な事項

(組 織)

第3条 ワーキンググループは、科学委員会委員長の了解を得て事務局長が委嘱する者の他、関係行政機関をもって組織する（別紙）。

- 2 ワーキンググループに座長及び座長代理を置き、委員の互選により選任する。
- 3 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を統括する。
- 4 座長代理は座長を補佐し、座長に事故があるときは座長の職務を代理する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は1年とし、再任されることを妨げない。

- 2 年齢が70歳を超えるものを委員として選任しない。

(議事等)

第5条 ワーキンググループは、事務局長と調整の上で座長が招集し、開催する。

- 2 座長は、必要に応じて委員以外の学識経験者等に対し、ワーキンググループへの出席を求めることができる。
- 3 ワーキンググループの議事は、原則として公開するものとする。
- 4 ワーキンググループは、知床世界自然遺産地域連絡会議 適正利用・エコツーリズム部会と合同で開催（「知床世界自然遺産地域 適正利用・エコツーリズム検討会議」とする。）することができる。

(事務局)

第6条 事務局は、環境省釧路自然環境事務所、林野庁北海道森林管理局及び北海道によって構成し、対外的な連絡窓口は環境省釧路自然環境事務所が務める。

- 2 事務局長は、環境省釧路自然環境事務所長が務める。
- 3 事務局は、ワーキンググループの運営に必要な事務を処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和4年10月27日から施行する。

令和5年7月19日一部改正

令和6年2月7日一部改正

令和6年4月1日一部改正

(別紙)

○委 員

愛甲 哲也	造園学	北海道大学大学院農学研究院 教授 <u>※WG 座長代理</u>
石川 幸男	植物生態学	弘前大学 名誉教授
石黒 侑介	観光地経営論	北海道大学大学院国際広報メディア・観光学院 准教授
敷田 麻実	地域資源戦略・地域経営	北陸先端科学技術大学院大学 教授 <u>※WG 座長</u>
船木 大資	遺産研究	金沢星稜大学経済学部 講師
松田 光輝	エコツーリズムマネジメント	株式会社知床ネイチャーオフィス 代表取締役
間野 勉	野生動物生態学・管理学	北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所 専門研究員

○地元自治体

斜里町
羅臼町

○事務局

環境省釧路自然環境事務所
林野庁北海道森林管理局
北海道

○オブザーバー

国土交通省北海道運輸局